

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成31年1月8日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年12月10日から平成31年3月9日まで
- 3 作業地域 鳥栖市